

木造住宅の 除却を支援します！

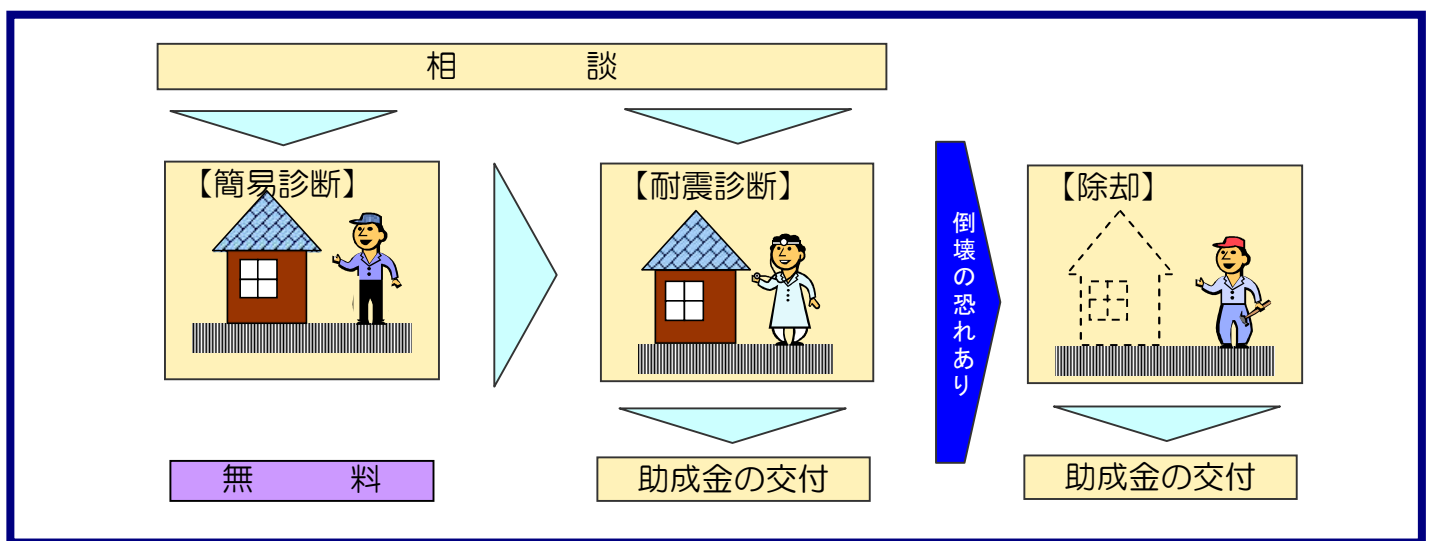
平成25年4月発行

木造住宅が密集する地域では、建物の倒壊に加え、火災の延焼による被害の拡大が懸念されています。

このため、区では、木造住宅密集地域を対象に、木造住宅の除却工事を支援しています。



>> 除却助成の流れ <<



お問い合わせは、

品川区 都市環境事業部 都市計画課 耐震化促進担当・防災整備担当
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階
TEL 03-5742-6634 FAX 03-5742-6889

無料簡易診断支援（区内全域）

対象建築物	①昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅 ②個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む）
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）

木造住宅耐震診断支援（区内全域）

対象建築物	①昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅 ②個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む）
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	①専門家の派遣（費用は、戸建て住宅・長屋:12万円、共同住宅:24万円） ②費用の1/2を助成（戸建て住宅・長屋:6万円、共同住宅:12万円まで）
その他	・東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合も助成対象となります（診断費用は異なります）。

木造住宅除却工事支援（木造住宅密集地域）

対象建築物	①上記の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた建築物 ②木造住宅密集地域内（下図参考）
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	・豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目、西大井6丁目、中延2・3・5丁目 東中延1・2丁目、旗の台4丁目、の建築物は除却工事費用の1/1を助成 ・上記以外の地域の建築物は除却工事費用の1/2（戸建て住宅・長屋） または1/3（共同住宅）を助成
助成限度額	・戸建て住宅・長屋：150万円 ・共同住宅：300万円
その他	・同一建築物について、助成対象工種の重複申請は出来ません。

◆木造住宅密集地域図

★木造住宅密集地域

（東京都防災都市づくり推進計画の
整備地域または新防火地域）

小山台、小山1～6、荏原1～6
西五反田4～6・8、平塚、中延
西中延、東中延
旗の台1（一部）・2～5、戸越
豊町、二葉、大崎2～4
大井1～5・7（一部）
西大井1・2・3（一部）・4（一部）・5・6
東大井5（一部）・6、西品川2・3
南品川4・5

